

## ■ 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です)

○この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### ◆手数料等諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料等について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を当社が自己で直接の相手方となる取引により購入する場合は、購入対価をお支払いいただきます。また、当社との合意に基づく売買手数料（※2）を別途お支払いいただくことがあります。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際の為替レートは、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものといたします。

### ◆上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されているものについては、当該財産の価格や評価額の変動又は当該財産の発行者の業務や財産の状況等の変化に伴い上場有価証券等の価格が変動すること、及び転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ること、これらによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

### ◆外国証券のお取引にあたってのリスクについて

- ・外国証券は外貨を基準通貨としています。為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、円貨換算した外国証券の価値は為替レートが円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。そのため円貨から投資した場合には、為替相場の変動によって、円貨換算した投資元本を割り込む場合があります。

- ・外国証券は、当該国の政治情勢や経済情勢、金融商品市場等に起因する諸問題に伴い、外国証券の価格や為替相場が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・外国証券は、市場環境の変化により流動性（換金性）が低くなる可能性があります。

#### ◆企業内容等の開示について

- ・外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、又は募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

#### ■上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売出し

#### 当社の概要

商号等	CHEER 証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第3299号 〒104-0033 東京都中央区新川1-17-21
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1億円（2022年12月23日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2019年11月
連絡先	カスタマーセンター 03-6387-3355 にご連絡ください

- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 当社との合意に基づく売買手数料の額は、個別取引契約に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

#### ■その他の留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

以上

## 手数料等について

### ◆国内の金融商品取引所に上場されている上場有価証券等

国内の取引所金融商品市場に上場有価証券等（株券、新株予約権証券、投資信託及び投資証券等が対象です。）の売買等を取次ぐ場合にお支払いいただく委託手数料等の上限額は、次のとおりです。

#### 【金融商品取引所への委託取引の取次ぎ】

委託手数料等の上限額は、1,070円（税抜973円）になります。

※この「手数料等について」にて、ご説明いたしました手数料等にかかる消費税に円単位未満の端数が生じた場合には切捨てるものといたします。

#### 【当社との店頭取引】

当社が提供する国内の金融商品取引所に上場されている株券等（投資信託等を含みます。）の店頭取引に係る手数料等は、以下のとおりです。

##### (1) 取引価格

当社は、以下に記載する参照価格に基づき、お客様との間における「取引価格」を合理的かつ適正な方法で算出いたします。

###### ① 参照価格

当社が指定する情報配信ベンダーから提供される東京証券取引所における直近の気配値又は取引値段を参照価格といたします。

###### ② 取引価格

お客様の取引時間に応じた参照価格を基準値として、この基準値に対して「スプレッド」を乗じて、買付の場合は基準値にスプレッドを加算した金額、売付の場合は基準値からスプレッドを減算した金額を、それぞれ買付と売付の「取引価格」といたします。

### ◆当社のスプレッド

基準値に対し最大0.5%を乗じた価格といたします。

##### (2) 売買手数料

上記の取引価格にはスプレッドが含まれているため、売買手数料は頂戴いたしません。

### ◆外国金融商品市場等に上場されている外国株券等

当社が提供する外国株券等（外国の預託証券又は証書、新株予約権証券、投資信託及び投資証券等を含みます。）の取引は、国内店頭取引（当社が相手方となって日本国内でお客様との売買等に応じる取引をいいます。）です。当該取引に係る手数料等は、以下のとおりです。

## 【米国の金融商品市場に上場している外国株券等】

### (1) 取引価格

当社は、以下に記載する参照価格に基づき、お客様との間における「取引価格」を合理的かつ適正な方法で算出いたします。

#### ① 参照価格

当社が指定する情報配信ベンダーから提供される米国金融商品市場（NYSE、NYSE Arca、NASDAQ）における直近の気配値又は取引値段を参照価格といたします。

#### ② 取引価格

- ・お客様の取引時間に応じた参照価格を基準値として、この基準値に対して「スプレッド」を乗じて、買付の場合は基準値にスプレッドを加算した金額、売付の場合は基準値からスプレッドを減算した金額を、それぞれ買付と売付の「取引価格」といたします。

#### ◆当社のスプレッド

基準値に対し最大 0.7% を乗じた価格といたします。

### (2) 売買手数料

- ・上記の取引価格にはスプレッドが含まれているため、売買手数料は頂戴いたしません。

※外国株券等の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際の為替レートは、外国為替市場の動向をふまえ当社が合理的かつ適正な方法で決定した為替レートといたします。

※この「手数料等について」にて、ご説明いたしました手数料等の計算結果において、当社が受取る金額に円単位未満の端数が生じた場合には切捨てるものといたします。

以 上